

以上の日記から四一年九月始めの時点で石井部隊と支那派遣軍が細菌戦実施方針を参謀本部に伝え、九月一六日には正式に細菌戦についての大本営陸軍部指示（大陸指）が発令されたことがわかる。この大陸指に基づいて実施されたのが湖南省の常德に対する細菌攻撃であった。常德に対する攻撃については、一一月二五日の日記に次のように明確に記されている。

一、長尾「正夫支那派遣軍」参謀ヨリ④ホ号ノ件

4/11朝目的方向ノ天候良好ノ報ニ接シ97軽一キ出発「以下四字分抹消」
〇五三〇出発 〇六五〇到着

霧深シ Hヲ落シテ搜索、H 800附近ニ層雲アリシ為1000m以下ニテ実施ス（増田少佐操縦、片方ノ開函不十分 洞庭湖上ニ函ヲ落ス

アワ36kg、其後島村参謀搜索シアリ

6/11 常德附近ニ中毒流行（日本軍ハ飛行機一キニテ常德附近ニ撒布セリ、之ニ触レタル者ハ猛烈ナル中毒ヲ起ス）

20/11頃猛烈ナル「ペスト」流行各戦区ヨリ

衛生材料ヲ集収シアリ

判決

「命中スレハ発病ハ確実」

「き弾射撃による皮膚障害並一般臨床的症狀觀察」

第一章 緒言

自昭和十五年九月七日―至昭和十五年九月十日間砲四門（六〇〇發）十榴八門（六〇〇發）ニヨルキ彈射撃ヲ實施セリ

第一地域發射彈數ハ毎ヘクター一〇〇發總數一、八〇〇發（野砲ニ換算ス）射撃時間ハ四十分、十五分間射撃、十五分間休、十分間射撃ナリ

第二地域ニ於テハ發射彈數ハ毎ヘクター二〇〇發總數三、二〇〇發

第三地域ハ發射彈數毎ヘクター三〇〇發總數四、八〇〇發ナリ

被檢物ハ地域内ノ野砲偽掩體、壕、輕棲息所、觀測所、砲蓋MG座監視所、特殊構築物内等ニ各々配置セリ

第一地域陣地ニ配置セルモノハ無帽滿服下着上靴ヲ着用セシメ無裝面トス

第二地域陣地ニテハ無帽夏軍衣袴上靴ヲ着用セシメ無裝面者三名、裝面者三名トス

昭和七、六、大藏〇五〇

1090

第一章 緒言

自昭和十五年九月七日―致昭和十五年九月十日間砲四門（六〇〇發）十榴八門（六〇〇發）ニヨルキ彈射撃ヲ實施セリ

第一地域發射彈數ハ毎ヘクター一〇〇發總數一、八〇〇發（野砲ニ換算ス）射撃時間ハ四十分、十五分間射撃、十五分間休、十分間射撃ナリ

第二地域ニ於テハ發射彈數ハ毎ヘクター二〇〇發總數三、二〇〇發

第三地域ハ發射彈數毎ヘクター三〇〇發總數四、八〇〇發ナリ

被檢物ハ地域内ノ野砲偽掩體、壕、輕棲息所、觀測所MG掩蓋 座監視所、特殊構築物内等ニ各々配置セリ

第一地域陣地ニ配置セルモノハ無帽滿服下着上靴ヲ着用セシメ無裝面トス

第二地域陣地ニテハ無帽夏軍衣袴上靴ヲ着用セシメ無裝面者三名、裝面者三名トス

第三地域陣地ニ配置セルモノハ夏軍衣袴ヲ着用セシメ無裝面者二名裝面者三名トス

陸軍

1091

き彈射撃後四時間、十二時間、二十四時間、二日、三日或ハ五日後ニ於ケル一般症狀（神經障礙ヲ伴フモノヲ含ム）皮膚症狀、眼部、呼吸器、消化器ニ於ケル症狀經過ヲ觀察セリ

尙水疱内容液ノ人體接種試驗、血液像並尿尿検査ヲ實施セリ

第二章 症例

第一地域陣地内被檢者ノ症狀及其後ノ經過

二八七號

九月七日き彈射撃後四時間全身倦怠、口圍發赤ヲ認メ翌八日一時頃ヨリ全身倦怠、脱力感ヲ覺ヘ頸部發赤、顔面浮腫、眼瞼浮腫狀前脛背面部發赤、二十二時頃ヨリ口圍ニ粟粒大水疱發生アリ

九日二十二時頃ヨリ口圍ニ多数粟粒大乃至米粒大ノ水疱發生、十日十七時發熱三七度、肩甲部、頤前胸、腹、四肢、陰囊一般ニ發

第三地域陣地ニ配置セルモノハ夏軍衣袴ヲ着用セシメ無裝面者二名裝面者三名トス

き彈射撃後四時間、十二時間、二十四時間、二日、三日或ハ五日後ニ於ケル一般症狀（神經障礙ヲ伴フモノヲ含ム）皮膚症狀、眼部、呼吸器、消化器ニ於ケル症狀經過ヲ觀察セリ

尙水疱内容液ノ人體接種試驗、血液像並尿尿検査ヲ實施セリ

第二章 症例

第一地域陣地内被檢者ノ症狀及其後ノ經過

二八七號

九月七日き彈射撃後四時間全身倦怠、口圍發赤ヲ認メ翌八日一時頃ヨリ全身倦怠、脱力感ヲ覺ヘ頸部發赤、顔面浮腫、眼瞼浮腫狀前脛背面部發赤、二十二時頃ヨリ口圍ニ粟粒大水疱發生アリ

九日二十二時頃ヨリ口圍ニ多数粟粒大乃至米粒大ノ水疱發生、十日十七時發熱三七度、肩甲部、頤前胸、腹、四肢、陰囊一般ニ發

「き弾射撃による皮膚障害並一般臨床的症狀観察」複製史料経歴票

複製史料経歴票		防衛庁防衛研修所 職 史 室	
表 題	き弾射撃による皮膚傷害 並一般臨床的症狀観察	※ 外件 (池田軍醫中佐 寄贈)	複製用ネガ有 無 複製有 無
この史料を職 史室が入手し た経緯	入手時期 昭和39年12月15日 提供者 大阪市生野区 [redacted] 池田苗夫	借入手要領 移管受 [redacted] (氏名)	購入 その他
史料の表紙に記入されて いる事項以外の参考事項	池田書翰参照	※ 外件の名称 (1) 破傷風毒素法芽胞接種時における 筋のクオナートについて (2) 肺や外について (3) 国民保健体操 (4) 衣島市における煙煤発の臨床的経験	
史料作成、記述、口述者 の当時の又は史料内容当 時の官職氏名等、史料批 判上参考となる事項	池田苗夫氏略歴 昭8.11 ~ 10.8 10FM附(4400) 一等軍医 その後軍医学校入校 昭15.7 ~ 17.11 関東軍防疫給水部附(軍医少佐 昭17.11 ~ 終戦 海軍船舶司令部附(軍医中佐)	(氏名)	
以上の経歴記注時期、経 歴記注者	昭和39年12月15日 2空佐	職史室 [redacted] さん官	(氏名) 辻 秀 雄
史料についての所見記入 欄 記入者は記入年月日 官職氏名等を付し捺 印する	池田苗夫氏からは、戦時中作られた軍陣衛生に関する史料を多数寄贈を受けている。 表題の「き弾射撃による・・・観察」は、人を使用して行なった試験の成績であり、得難い貴重 なものである。それによると、人体に対する影響が具さに記されているが、それらの人が死に致った かについては記されていない。 昭39.12.15 2空佐 辻 秀 雄		
この史料管理上の最高 責任者	防衛庁事務官職史室長 西 浦 進		

(注) 永久保存を考慮し、極力詳細記入し、要すれば別紙に記注する。

1082

池田苗夫氏からは、戦時中作られた軍陣衛生に関する史料を多数寄贈を受けている。表題の「き弾射撃による・・・観察」は、人を使用して行なった試験の成績であり、得難い貴重なものである。それによると、人体に対する影響が具さに記されているが、それらの人が死に致ったかについては記されていない。

「戦史資料の一般公開に関する内規」等

昭和57年12月、防研は三好富美雄所長の名で「戦史資料の一般公開に関する内規」を定めた。

(中略)

ところでこの内規に第2条で対象資料を、A、公文書（旧陸海軍等の作成した公文書及び記録）。B、非公文書（旧軍関係者等が記した個人の日記、手記、回想録及び書簡等）。C、依託執筆資料（戦史の調査研究のため、所が執筆を依託して作成した資料）。D、刊行物。——の4種に分類し、第4条で審査の結果、(1) プライバシーの保護を要する者（略記号はP）、(2) 国益を損なうもの（N）、(3) 好ましくない社会的反響を惹起するおそれのあるもの（S）、(4) その他公開が不適当なもの、と判定した場合は公開しない、としている。

同じ日付けで作成された「公文書の公開審査実施計画」は、審査の実施要領を細かく規定したものだが、(1) (P)については「不名誉な記事のある履歴、戦時名簿などは全文非公開」、「成績優秀者を除き成績表は非公開」、「成績序列が記入されている名簿は氏名を削除して公開」、「B C級戦犯に関する記録は氏名を削除して公開」などの例示が並んでいる。

(2) (N)には「外国人（捕虜を含む）の虐待」、「領土問題」、「略奪及び虐殺等」、「有毒ガスの使用」、(3) (S)には「同和問題に関するもの」、「細菌兵器の実験についての報告・記録」、「細菌兵器使用の疑いを抱かせるもの」などが(1) (P)の「天皇及び皇族の戦争責任問題に関するもの」とあわせ、「摘出」の対象とされている。